

旧
考
余
録

二

旧考余録卷之二目次

葵御紋考下

- 一 御代々葵の御紋なる事
- 一 新田庄より堀出せし小刀に葵御紋有之事
- 一 波合記にも御紋水頭草と有之事
- 一 上州新田大光院殿御廟所松木口、葵に似たる事
- 一 贈正二位大納言義貞卿末裔由良氏、葵の紋なる事
- 一 同横瀬氏、葵家紋の事
- 一 横瀬氏庶流の家紋、水葵の事
- 一 松平太郎左衛門家紋、葵の事

- 松平次郎左衛門家、太鼓藤の内葵の事
- 大給松平一統二十五家共元葵の家紋の事
- 松平の御門族、元葵を家紋とせられし家々の事
- 花葵を家紋に被用家の事
- 櫻井氏・小澤氏、元葵を附し事
- 御本宗の外、丸の内三葵被附家々の事
- 久松最上の家々にても葵御紋を附る事
- 慶長以後、御紋異同の図の事
 - 附、庶流方、元禄の頃被附し御紋の事
- 三鍬形御紋の事

- 附、紀伊家并松平左京大夫家、紋の事
- 輪貫被用諸家の事
- 只紋の事
- 上野国厩橋妙安寺、葵の事
- 葵は容易に不可用の事
- 岩松満次郎、葵を家紋とせざるの事
- 五七桐・二引両は、清和源家通紋の事
- 家紋惣説の事
- 葵御紋家系の事

葵御紋考下

一 御代々葵の御紋なる事

武徳大成廿四慶長十六年三月ノ下云、廿二日 神君へ勅セラレ、(のうそ)曩祖新田

武徳大成 武徳大成記、林信篤ら撰三十卷、貞享三年成立。内容：徳川家康の政權確立の過程を記述。
【曩祖】先祖・祖先。

義重 江鎮守府將軍ヲ贈ラレ、(せんじ)先考廣忠ニ大納言ヲ贈ラル、コレ

【先考】亡父、「考」は亡くなつた父。

ヨリ先 帝密ニ伝奏廣橋大納言藤原兼勝・勸修寺大納言

藤原光豊ヲ以テ 神君へ 詔アリケルハ、今度大政大臣ニ任セ

ラレ、菊桐ノ紋ヲ賜ハルヘシトアリケレハ 神君辞讓シ玉ヒケルハ、相

国八則闕ノ官ナレハ、タヤスク 詔ニ応シカタシ、願ハ曩祖義重ト

父廣忠トニ贈官ヲ賜ルヘキヤ、菊桐八禁中ノ御紋ナリ、其上足利家ニ賜ハリ代々用ヒ来ルコト久シ、今是ヲ賜ラハ足利家ニ後レ新田家ノ榮ニアラス、家伝ノ葵ノ紋ヲ用テ某ニ相応ナリ、ト奏セラル帝御感アリテ、則チ贈官ノ 詔アリ

徳川世記云、慶長十六年三月 神祖入洛廿一日 勅により

徳川世記
紙本有
図書館黒表

大政大臣に任し玉ふへしとあり、又此時、菊・桐の御紋を賜ふ

神祖固辞して受給はず、葵の御紋は伊予守頼義太郎を八幡の氏子として、其神紋鞆絵を旗の紋とし給ふ、次郎義綱は賀茂の氏子となし、葵を以て紋とし給ふ、三郎義光は新羅の冠子として神衣の紋割菱を家の紋とし給ふ、松平親氏主三

州賀茂郡 御入のゝち、御子を賀茂の朝臣と称し、葵を鞆(ともえ)絵に
ゑかきなして御家の御紋となし給ふ、是を葵鞆絵の御紋と
称すと云云


又云、 將軍家八表三葉、尾張家は表二ツ葉裏一ツ、紀伊家は表
一ツ葉裏二ツ、水戸家は裏三葉なり、是

神君の定め給ふ所とし、今時は大樹家は左葵鞆十九葉絵
右葵鞆十七葉絵(筋)を用ひ給へと葉すち異なる事なし
其他は
或十一シベ

謹按、八幡殿の末流にて葵鞆絵の紋附させられし事
いまた本拠を見ず、多くは笹竜胆五三七の桐等なり、又
賀茂殿の家為義の為に亡ひて二世とも伝へざるを

御当家三河へ御入の後、祝例として其家紋附させらるへき
いはれも聞えず、此葵鞆絵とあるは、今の御紋の蔓をいへる歟
親氏君の御子賀茂朝臣を称し給ひしことは別に故ある事
にて、昔より大小の武將、其領する国名・郡名・村名を苗字に
なし給へるは、其居所の名を用ひさせられしにて、いまた姓として
其地名に朝臣を称し給ひし事は、後の世にはなき事
なり、又按に、凡葵は代々若宮方文武の官位を拜し
臣下に列し給ひ、源姓を賜はれるの時、定め用ひらるゝ事なり
皇太子、(あしめ) 袖を着し給ふとき、紅打袖小葵の綾、或は平絹なり
撰家は小葵の紋の綾薄色、裏は平絹、色は表に同し、と云

皇子より臣に列せらるれば、皇太子の裊(うしろ)ゆかしく思し召すらん歟、されはにや、木曾義仲、王氏を出て数代を経、八幡殿の用ひられし葵巴をゆかしくと思はれ、寵妾の名にこの二つを附られしにや、盛衰記卅五云、木曾殿二八葵鞆絵トテ二人ノ女將軍アリ下略されは葵はすへて源氏の衣紋なりしかは

御当家人にて代々附させられしと見えたり、但し、衣紋・幕紋・旗紋、今の世にても家により別紋もあれば、新田家にて旗差物其外には  を附られ、葵を重く用ひ給ひしなるへし、新田家の中に 御当家の三附させらるゝに非ず、次に出す処の諸家に附るを見て其来由の久しき事をしるへし

御家譜曰、慶長十六辛亥三月御入洛、同廿一日

勅使来而任大政大臣、菊桐之御紋可被下之旨、然
辞給、大政大臣新田義重及御亡父廣忠卿被請、贈
官、亦菊桐之御紋者新田・足利相別、源家之両雄争
威、于然自 後醍醐天皇、足利尊氏賜菊桐之紋、彼
氏族于今用來、彼紋者年久、然及末代而、新田家御
紋勅許、乍然為似劣之旨有勅答御辞退也

謹按、右等を見るに、新田家往古葵なる事いよ／＼明了なり
故に 勅詔をも辞し給へる歟、容易の御紋ならさる事
知るへし、大成記に家伝との 上意千古万世を貫

【勅答】天皇のお尋ねに臣下がお答えること。
本来は、天子が臣下にお答えることになること。

くへし、酒井・本多等よりさゝけしなといへるはおほつかなし
然るに、美濃国の郷士竹中氏などより書出せるには、関ヶ原
御陣乃節、葵葉の上に勝栗を載てさゝけしより御紋とせ
らるゝなどあり、愚盲の妄伝論するに足らされは、本文に出
さす、家伝の御一言を以て証とすへし

柿沼長門守覚書云、御当家御紋は御代々三葵なり

謹按、此長門守は由良信濃守國繁の臣にて、天正以前の
人なり、御代々御紋三葵とあれば、新田家にて往古よりの定
紋なりし事知るへし、爰に御当家といへるは、由良氏の事にて
義貞朝臣の後裔なり

三河記云、葵者負日也、葵葉者從日廻故負日而為
軍勝利所以為吉事被為附云

御家事記云、四月朔日上賀茂社人葵献上社人二人
御目見

神祖以故從賀茂御所望其後為不被為忘献上之
儀被 仰出尔来為御吉例献上

一 新田庄より堀出せし小刀に葵御紋有之事

御家事記云、上野国新田庄古目貫髮剃小刀之柄
葵之丸之紋有之仍葉葵之丸者元来新田家之為
家紋乎

謹按、是又前にいへる新田家にて附させらるゝの証とすへし

「御家事記」 不明

一 波合記にも御紋水頭草アフヒと有之事

波合記云、世良田万徳丸政義、三州坂井二住ス、三州ノ徳川八此裔ナリ、安祥ノ祖紋、水頭草

此書、異説あれとも、今又御紋の一証とすへし

一 新田大光院殿御廟所、松木口葵に似たる事

上州新田郡大光院は

往古義重君の菩提所なり、慶長十六年東照宮御再興土井大炊介・成瀬隼人正奉行之

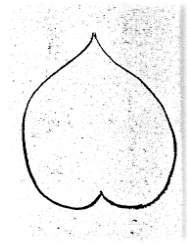
寺領三百石、常紫衣浄土宗鎮西流白旗派十八檀林の随一にて、中興開山は然誉上人呑龍大和尚新田家の曩祖大炊助



贈鎮守府將軍義重君の御廟所なり、右御廟所に古松あり



廻り凡八尺余文化年間その木口七・八寸はかりなるを江戸に持



来り、諸家へ出せしを正く一見す、左のことし

「波合記」ニ「なみあい
き・浪合記。宗良親王の
子尹良（ただよし）親王
及びその子良王（よしよ
き）二代の事蹟を記した
書。記事は矛盾が多く、
史実としては信用でき
ないという。（国史大事
典）」



謹按、凡物天地に感ずるは自然の妙徳にして、人力の及ぶ所にあらず、御廟所の正木たる古松に葵形を現すること奇蹟といふへし、此松を以て考るに、義重君も葵を附させられし事証すへし、しかるに、新田家にては  足利にては  との三にて外紋なきと思へるは浅見ならむ、今諸家にて用る所の紋二ツ三ツ或は四ツ五ツに及へるもあり、昔より家紋一の三なりせばいかてか諸家にてかくあるへきや、往古より二つも三つも紋を附来りし事しるへし、況や又、旗・幕には常に用る外の紋を

附来れるもあり、新田家は葵と中黒とを附られしなるへし
尤葵は秘要によりて猥に旗・幕へは附られず、中黒をのみ
附られし歟、是にも色々の説あり、案るに、式部大輔義国主、文武
賢才、他に及ふ者なかりしかは、家嫡河内守義忠主、卒去後は
朝廷の警衛となり給ふへき所、不礼の事ありて東国左
遷の身となられしかは、心中快々(おもしろ)として樂ます、自然と自
立の志を起され、天子の御旗をうつされ、嫡子たる新田
義重主には日を  に改め、二男足利義康主には月を
 にかへさせられしもしるへからず、此故にや、遙年を経て
義重主、寺尾の城によりて鎌倉殿にたてつかんとせられしも

一旦父の遺念を継れ、八幡殿の正嫡たるを以て自立せられんためならん歟、また足利氏も  の外菊・桐を附られしかは、新田家にても  の外葵・桐を附られしなるへし、故に大祖卒去後六百年の末に至りて、廟松に葵形現する事凡慮の量るへき所にあらず、実に神胤の栄昌を曩祖も悦給ひて出瑞なさしめられしものならむ歟

一 由良氏、葵の紋なる事

由良播磨守家仕に、赤銅三葉葵の小刀柄一本、葵と桐を附し小刀柄一本は先祖義貞・貞氏より伝来、又此外にも葵紋の器

有之 大炊助義重主の鐙由良信濃守 享保年中
国繁の鐙等今に相伝之

上覧にも備へしよし、其外伝来せる中に葵附し品を親く由良家にて一見す、彼家の説に、往古より紋所三葵

御当家に同し、当時憚りて替紋を附るといふ

翁物語云、由良新六郎高久は、大納言秀次の小性なり、秀吉薨去の後、関東に下向し初て出仕せし時、由良家の紋三葵なる故、登城の諸士

神君の公達と思ひ、皆々下馬して通せしとなり、抑此三葵の御紋諸説多し、新田左中将義貞朝臣以来、三葉葵の紋なりしにや義貞の冑に三葉葵の紋附し今に由良信州の家に伝来のよし

横瀬采女物語也

謹按、贈正二位大納言義貞卿の男武蔵少將義宗朝臣の男貞氏或は義貞卿四男とも義貞卿討死後、遊行上人の弟子となり良阿弥と号、後還俗し、横瀬某か聳となり、横瀬六郎と名く、十二代の孫由良信濃守国繁嫡子従四位下侍従兼信濃守頼繁、初て高家に列し、弟貞顕も従四位下侍従に叙任し、駿河守を兼、同列に 召出さる、五男大館数馬忠兼、横瀬兵三郎と改め、元禄十巳年、三百俵を賜り、新に御祐筆に召出さる、されは由良・横瀬二流源同じければ、家紋も一樣なること知るへし

一 横瀬氏、葵家紋の事

横瀬家記云、今国家の服章を初め、文武二つの器物はさ
なり、巨細の器にいたるまで用させ給ふ三葉葵の形は、遠つ
御祖よりふかき故よしある事なれと、世の人多くは

神祖このかた用させ給ふとの三心を得るは違ひたる事にそ有
ける、新井筑後守君美は世に名高き人にて万の事考定め
ぬれと、葵の故よしは、新田氏の古きより用ゆる所にやと八記し
置ぬれと、いまたその正しきを考へ定めずして止め、たゞ世に伝る
所は、酒井氏の用ひし所、或は本多氏の立葵より起るなんと
さま／＼に附会するの三にして、いつれも正しき説にはあらず、貞征

新田本家の後として家の旧記と父祖の伝説とをもととし

かたはら他家の記伝を正し考ふるに 国家にもわか家にも
 遠つ御祖とし奉る所の式部大輔義国君の叔父君二郎
 義綱君は、加茂明神の神前にして首服セさせたまひて、加茂殿とそ
 称し給ひける、しかせしよりその神山に生ふるなる葵草もて
 家の服章とは定め給ひける、こゝに加茂殿御事ありしにより
 家名絶ぬる後、故ありて義国君、葵草の形を服章となし
 源家もとよりの二ツ引龍とならへて、永く子孫の家紋となさせ
 給ひて御子義重・御子義兼両君相つき給ひてより新田の家
 紋三葉葵なる正説にしてゆめ違ふ事なし、前にしるす所の
 酒井・本多両家の説はとるにたらず、ことに本多氏の事に至り

【首服】男子が成人の表
 示として髪や服装を大
 人のものにかえるこ
 と。また、その儀式
 元服

ては正しく考ふるに及はずといへも、酒井氏もし家に伝ふる所やある、と雅楽頭忠道主に家の説やあると問ひしに、世の人口にある所は家説になき所にして、加茂殿の由来にて

国家にもふるく用ひさせ給ひて

神祖以来の事にあらずと答へられき、忠道主、後は病によりてやゝもすれは論談うち狂したる事などありしか、元来才気ある人にて、ことに家の説なとうきたる事いふ人にあらず、こは得意の諸子はまのあたりしれる所なり、又我家慶長の頃までは服章以下三葉葵の形 国家用ひ給ふにすへてかはることなし

慶安の頃より武具・馬具の両器にのミ用ひて服章には

国家を憚りて用ひすといへとも、形かはりたる葵をは
勅許の菊・桐およひ二引龍と、もに意に任せて用ひ来れり、形
かはりたるといへるは、水に葵・花葵・二葉葵・一葉葵猶くさくあり
それか中にも一葉葵は、古き例あるよし、松平和泉守乗完朝臣
寛政年間執政在職の時、国家に申こはれしより、かの家
今に用ひられぬ、そは彼家にかきれるやうに世の人思ふらめと
さあることにあらず、もとより三葉葵の一変にして新田本宗の
家にある所にして、今我家に用ひんも何の子細あるへからず、既に
今我家に常用る所の水に葵をは、三家の諸卿のうち、尾張の
家にては公には用ひられねと、私の服章には用ひらるゝにても

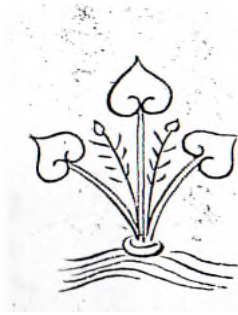
ことによしは大やう知られぬ、こは彼家にちなミある畠山飛驒守
義宣朝臣のかたられし所なり、紀伊・水戸の両家にはもちひ
らるゝや否をしらすといへとも、尾陽の事をもて推はかれ八、用ひ
られんに何の子細あるへからす 国家およひ三家の諸卿以下
国家の家門と称する家々に用ひらるゝ花葵も、わか家武
備の具に三葉葵とならへて用ひ来りし数多くありて、今も猶
家に蔵るに至る、かく種々の事によしあれ者、三葉葵は新田
家古来よりの家紋なる事たかひなしとしるへし

謹按、此記は美濃守貞征朝臣親しく僕に見せられし
家記の一段なり、文詞明了なれ八、私考を加ふるに及はず

前後一返せ八、新田家の本拠此外に、求めるに及ふへからさる程なり、先年、此書謹録の末に貞征朝臣より此家記を得しかは謹而加添す

一 横瀬庶流家紋、水葵の事

横瀬源左衛門家記は、全く本家のことくなり、今は立葵の下に水あるを家紋とす、図のことし



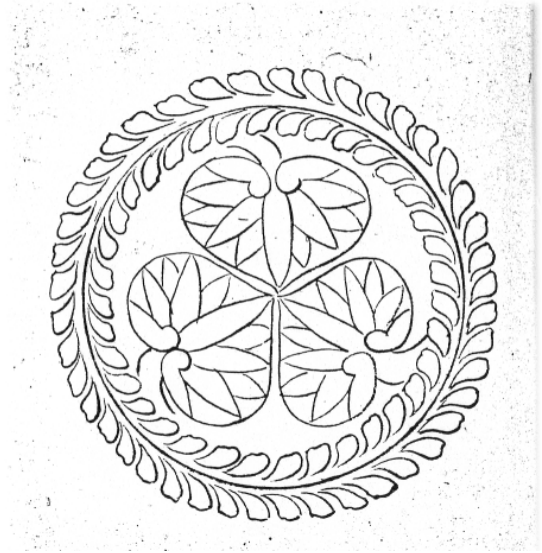
又、当家伝云、新田義重君ノ兜、伝来有之、前二桐、後二三葉葵附之延宝の頃の武鑑には、由良家にも此紋を出す

一 松平太郎左衛門家紋、葵の事

三河国松平村太郎左衛門は

御当家第一の御由緒の者にて、御称号の世に興起せるの始と謂へし、親氏君三河国へ移らせ給ひ、此家御相続より御胤子御繁栄に及はせ給へは、方今徳川・松平を称せらるゝの本宗なり、然れとも家祖家廣等、病魔により家領も多からず、漸く四百四十二石を賜り、年中無役にて参上の御礼はかりなり、此家の譜に家紋・幕の紋とも丸の内三葵、替紋五三の桐なり

但し、今は太鼓藤の内三葵を用て家紋とす



松平太郎左衛門・松平次郎左衛門家伝云、葵の紋は先祖在原
某、賀茂明神へ 勅使つとめし時、神前の葵を持帰京し、献せし
所、則、葵を下し給ふなり、爾来親氏公より御代々附来らせ給ふ
なり、賀茂明神の 勅使今以て帰京の節、葵の葉を乗輿に
付て来るよし下略

又云、当家記云、康永年中、元祖信盛、洛陽より三河の国加茂郡に來り、外下山の内、只今の松平に入、土地を開き居住仕候而其嫡子信重代に至りし、親氏君御入被遊候所、中桐之御館と称候屋敷地に御座候

謹按、此説又正しかるへし、此賀茂へ 勅使つとめしと

あるは、在原氏この頃、堂上の列にてもありしならん歟沿革(遠隔)

にて自然在京にたえず、吉良・一色等に所縁を求め、任国の内に幽栖せられしところ、幸に加茂郡なれば昔の

勅使のことなと思ひ出され、又 皇太子の褄等の事を勸合せられ、いかにも葵は目出度と心によるこはれ、自ら家紋と

定められし所、親民主、新田の貴族にておはせしかと、家の風興
すへき時来りぬと、こゝにとゞめられ、居住の地を中桐殿と
申せしは、桐は新田家にても此ころ附られけ^者御紋の
名をよひけるにや、又中黒殿といはまほしく思はれ、中黒殿と
いひしを、末に改め^中桐とせし歟、此家にて桐を替紋となし
けるも、また^く由あるへし、又此家にて一二代家紋とせし葵の
親氏君の御紋に同じきことをよろこひ、末の代まで^改
あるへからすと定めさせ給へる歟、さあるを本多・酒井等の
さゝけけるなと人々申伝ふるは、親氏君より附給へるをよく
知らぬものゝ申事にやあらむ、故に松平の御門族一同

往古葵の御紋なる事、正しく伝来の久しかりしを思ひ量るへし

一 松平次郎左衛門家紋、太鼓藤の内葵の事

松平次郎左衛門は、元禄の頃、松平太郎左衛門二男を新に

召出され、四百石を賜ひ、今大御番の家に列す、此家の記に家紋

藤の丸の内三葵、替紋藤の丸の内五三の桐なり

藤丸号
太鼓藤

謹按、太郎左衛門を後風土記等に在原信重とあれと

藤原なるへし、藤原家の中へ新田源氏の君聳となり、その

家に入給へは、養・実両家の紋を合せ家紋となし、子孫に伝へし

にや、若、酒井・本多家等より捧けしにより

御当家にて初て葵を附させられなは、太郎左衛門の家

にても外紋を附へきを左にあらすして御紋と五三の桐用ゆる事にて、そのかみよりの事しるへし

一 大給松平一統二十五家共、元葵の家紋の事

万世家譜云、大給松平和泉守家乗迄

親忠主二男松平加賀守乗元六代代々丸の

「万世家譜」

不明

内三ツ葉葵相用ゆるの処、御紋を憚り、はしめて蔦の葉に改む

謹按、嫡子太郎左衛門は病により、次男家乗、軍用に預かり

殊に家柄なるをもて今も帝鑑之間、諸大夫の上席たり

嫡子といへとも、同列の上座なること、尤規模といふへし、また

大給の庶流麾下に廿五家あり、皆三葵御紋附られし事

見えす、これは家元にて書出せることなきかゆゑか、寛政の

ころ和泉守乗完朝臣よりして、丸の内に一つ葵を蔦とゝもに用らるゝも古き家紋によられしにやあらむ

一 松平御門族、元葵を家紋とせられし事

親氏君、三河国にうつらせ給ひしのち、御門葉繁茂させられ、天正の頃までに十八家となりしかは、是を御本国十八松平と称す此家々当時諸侯麾下と分れ、各往古御紋を用られし事諸侯の分は藩翰譜を始め、其家々の旧記を人も見聞しぬれと、麾下の分、当時百二家松平を称せらるれと、本家の書上にゆつりて、当時所用のミを書出し、或は旧記にくらく、又類火に家伝を失ひて、事実疎く、且は公儀を憚り、自紋

たりし事をあらはさず、麾下にて往古葵の御紋を用られし
所を、今家譜によりてこゝに挙く

松平 長澤親則流 康直系 家譜云、家紋葵 中頃花丁子
深谷一万七千石

松平 長澤親明流 與一右衛門家譜云、家紋往古葵 中頃花丁子
七百石

今丸の内中黒用之

松平 長澤親清流 大蔵少輔家譜云、家紋先祖代々丸之内
千二百石初一万石

三葵附来処、断絶後信直被 召出之砌、右を像り改、篠之丸

寛永十八辛巳十一月廿二日、系図差上之節、紋所只今は篠之丸ト書出

松平 櫻井信定流 縫殿助家譜云、家紋葵別紋九曜(くよう)桜
千石

松平 櫻井信定流 頼母家譜云、家紋葵、当時不用之、今九曜
三百俵

引合九曜

松平 櫻井信定流
千石 玄蕃家譜云、家紋葵、當時九曜

松平 形原與副流
四千石 斧太郎家譜云、本家之紋丸之内三葵、同向葵

然処、憚御紋、蔦之葉、又丸之内八丁字用之、天正十二申年小牧
御陣之節ヨリ、以丸之内利之字為家紋

松平 能見阿知和光親流大隅守重勝
二万六千石今九百三十一石五斗 次郎右衛門家譜云、家紋丸之

内三葵、花葵也、慶長年中ヨリ不相用、當時丸之内酸漿飯笹(かたばみ)

松平 光親流能見阿知和
千六百五十石 新八郎家譜云、家紋丸之内三葵、同

花葵也、三葵并三布白幕八慶長年中ヨリ相用不申、今改

丸之内酸漿、玉分銅、五七桐為紋

松平 光親流 藤五郎家譜云、家紋丸之内三葵、玉分銅、五七桐

松平 光親流阿知和 千次郎家譜云、家紋丸之内三葵、花葵

丸之内酸漿

松平 能見出雲守勝隆流 斧太郎家譜云、家紋丸之内三葵

丸之内雪笹

松平 能見重勝流 市正家譜云、家紋丸之内三葵、重勝依存

憚相改、當時丸之内雪笹

松平 福釜康盛流 三郎次郎家譜云、家紋葵用來所、慶長

年中奉憚改、向梅、夫ヨリ丸之内略葵ト向梅ヲ為紋

松平 福釜親盛流 傳次郎家譜云、家紋葵、慶長年中ヨリ奉憚

公儀、梅花相用、今モ幕八五葉葵用之

松平 福釜親盛流
五百石 宇右衛門家譜云、家紋初葵用來処、奉憚

慶長年中、丸之内向梅改之

松平 福釜親盛流
三百俵 東次郎家譜云、家紋葵奉憚 上改、向

梅花、幕五葉葵

松平 西福釜親光流千五百石
寛政元途中口論遠島絶家 内膳家譜云、家紋葵、二ツ引、桐

松平 西福釜行隆流
三百石 家譜云、家紋葵、二ツ引、桐

松平 五井元芳流
七百五十石 弥九郎家譜云、家紋葵、依恐改、丸之内一葉葡萄(はつじゆ)

松平 五井元芳流
千五百石 與次右衛門家譜云、家紋葵附來候処、依恐

丸之内葡萄二相改

松平 竹谷守家流
四千五百石 主水家譜云、家紋葵、依為御紋、玄蕃頭

清昌代、丸二ツ引、換之

松平 竹谷清定流
千二百石 龜五郎家譜云、家紋丸之内三葉葵、後年

丸之内一ツ引、五枚根笹ニ改之

松平 竹谷清宗流
三百五十俵 八郎左衛門家譜云、家紋丸之内葵附來候

処、奉憚 上、近代以、丸之内一引根 笹、改之

松平 藤井信一流
五千石 勘助家譜云、家紋古來丸之内三葵、信之代憚

公儀、紋所ノ葵ノ裏ヲ象リ、以埋酸漿為紋

一 花葵の紋を被用家々の事

御三家方并庶流且御家門の方々にて花葵を替紋に用

させらるゝを武鑑にも出れは、人もしれる事なり、麾下の内にて花葵附らるゝは

松平 西福釜隆欽流 田宮家譜云、家紋二引 花葵 五七桐
五百石

松平 光親流 十左衛門家譜云、家紋花葵 丸之内酸漿 飯笹
五百石

幕三布白二布黒

謹按、本多・酒井より捧け奉らは、御嫡家はかりにて附させられ、御一族へは及ふましきを、三河国にて松平を称せらるゝ十八家共に葵を附られしを見れば、往古より御門族一同葵なる事しられぬ

一 櫻井・小澤、元葵御紋を附し事

親忠君、四十八人の御子、其外御代々分流なし給へること少からされは、十八松平の庶流なれと、故ありて松平に復称せられざる分本目、都筑・櫻井・小澤・梶等なり、其中多く御紋を附られず、たゞ櫻井・小澤の二流は、御紋なりしよし見えたり

櫻井 尼崎庶流 徳蔵家譜云、家紋葵桜
現米百石五石

小澤 能見光親流 牛右衛門家譜云、家紋三葵、花葵、丸之内酸漿
七百四石

小澤 能見光親流 勘兵衛家譜云、家紋丸之内三葵、丸之内
五百石

酸漿改雪笹、玉分銅

一 御本宗の外、丸之内三葵被附家々の事

御家事記云

尾州家 庶流者菊座之内葵

紀州家 庶流者石井筒之内葵、近代似隅切角

内証分者陽石井筒之内葵

水戸家 庶流者隅切角之内葵、但讚岐守八丸之内葵

内証分者雪輪内葵

田安殿、一橋殿、清水殿、越前家越後守、越前守、出羽守会津家但

御三家方庶流御家門之面々、御紋唐花被附、各於家々有

少異、此外幕計丸葵所用、左兵衛佐、佐渡守、志摩守、日向守

以上 越前家 隱岐守久松挟箱二重革之内金紋丸葵右各馬柄杓同用

此外、武器・幕等に御紋被用は松平下総守、松平右近将監、松平

隱岐守、松平越中守等なり

謹按、右の外、近世武器に限らず、追々御紋附らるゝは松平
因幡守、松平大和守、松平左兵衛督、松平右近將監なり、又
文政年中、水野出羽守御紋附御鞍覆賜りてより是を用ひらる

一 久松最上にても、元葵御紋を附し事

東照宮より賜はりて、武器・幕類に限らず、丸に三葵附るといへ
とも、家紋と定めさるの家

松平 久松佐渡守
俊勝流 中務少輔家譜云、元禄三、父俊勝館エ

大神君 入御之節、因幡守康元等 御目見、御同姓ノ
御兄弟ニ被遊之旨ニテ賜源姓松平、葵御紋可相用旨、且賜

御一字、後依 仰為御家臣

松平 久松流定勝六男定政長 藤十郎家譜云、永祿三申五月
城主二万石 今千五百石

神君尾州阿古屋へ 入御時、賜葵御紋

最上家譜云 出羽少將義光嫡子 太郎四郎家親、文祿三甲午年
今五千石

十三歳之節、於 御前元服被 仰付 御手自被成下

加冠、理髪并伊兵部少輔 御名乗上之御一字御引出物

被下置、三葵御紋所被下置叙任從五位駿河守 下略

最上 分知 源右衛門家譜云、丸之内三葵、依
三百俵

神君家之定紋可仕旨以 上意家親拝領

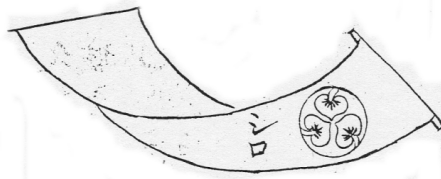
一 慶長以後、御紋異同の図の事

附、庶流方、元禄の頃附られし御紋の事

慶長元和の頃附させられし御紋は、今のこたく円中に葉形大ならず

武家織物記一云 此書寛永十四年夏
中院愚斎周哲序

台徳院様白巾旗の上

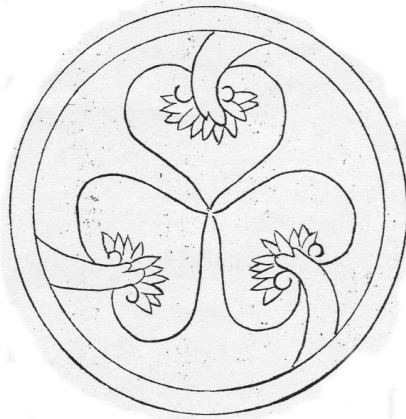


尾張大納言様

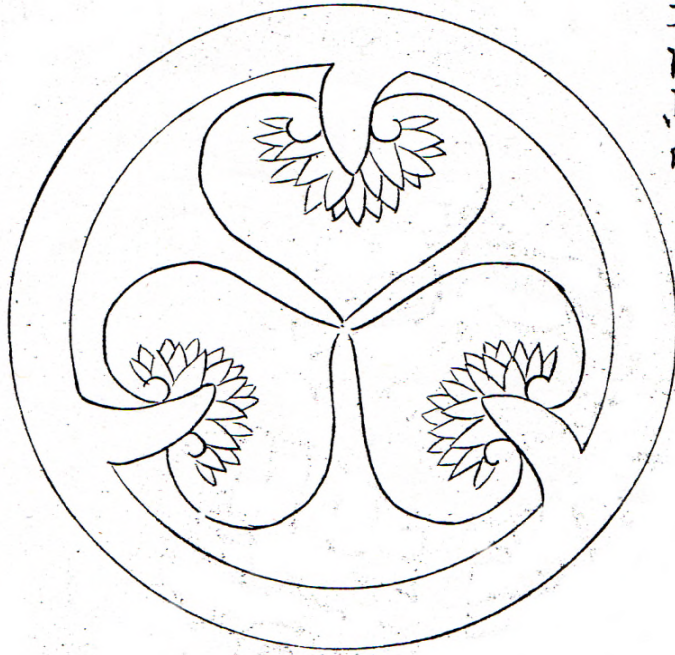


使番
白黒地

大湯馬印

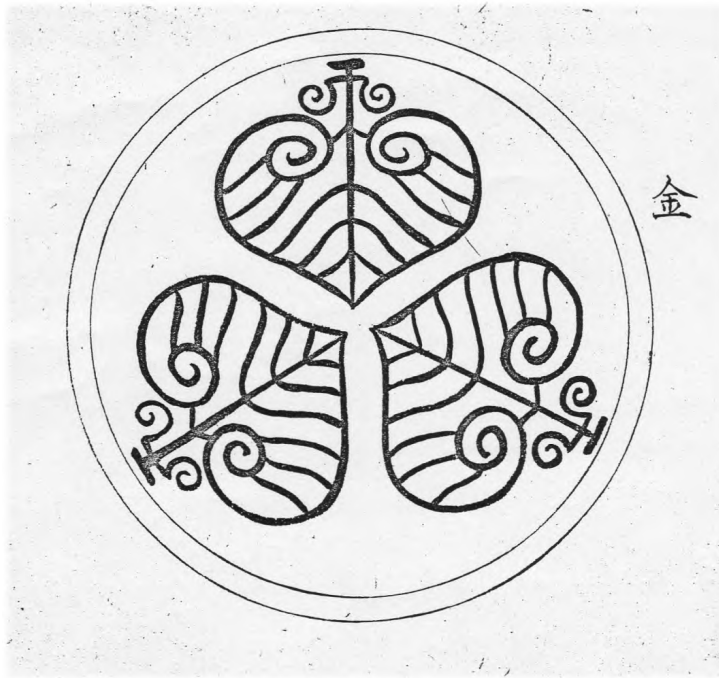


紀伊大納言様
大馬印

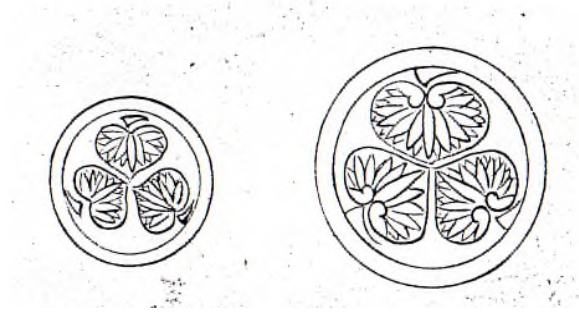


古綺有之御紋
凡慶長ヨリ元和
寛永頃歟

地茶綸子紋金
中色系入
紺萌黄其外アリ



御紋



明曆年中武鑑所出御紋類

松平左馬頭様

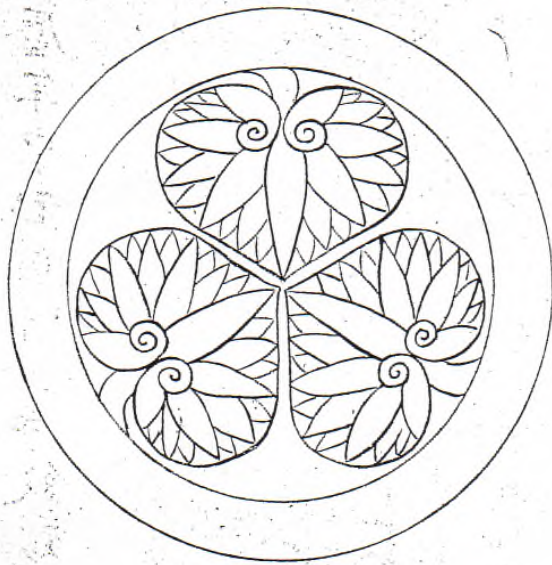
松平右馬頭様

尾張右兵衛督光義様

紀伊大納言頼宣様

右四家御紋全同様

御紋



元禄年中東武綱鑑有之御紋類



右御紋全同

水戸中納言頼房様

松平左京大夫光頼殿



御本紋同前



松平出雲守義昌

替紋同本家

松平撰津守義行

御替紋

尾張中納言綱誠卿

御替紋

甲府中納言綱豊卿



替紋

松平但馬守友親

替紋出雲守同断

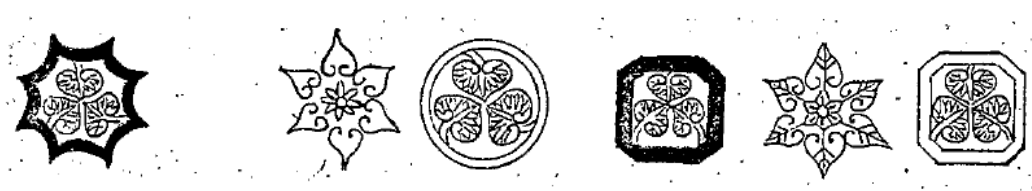
紀伊大納言光貞卿

御替紋

松平内蔵頭頼職

松平主税頭頼方

替紋



松平左京大夫頼純

替紋

御二男

松平大之助頼雄

水戸宰相綱條卿

御替紋

松平讃岐守頼常

同前

松平大学頭頼定

御指物揃目録卷上

明曆二年板



替紋

松平播磨守頼隆

同前

松平靱負頼道

替紋

松平備前守長知

松平兵部大輔昌明

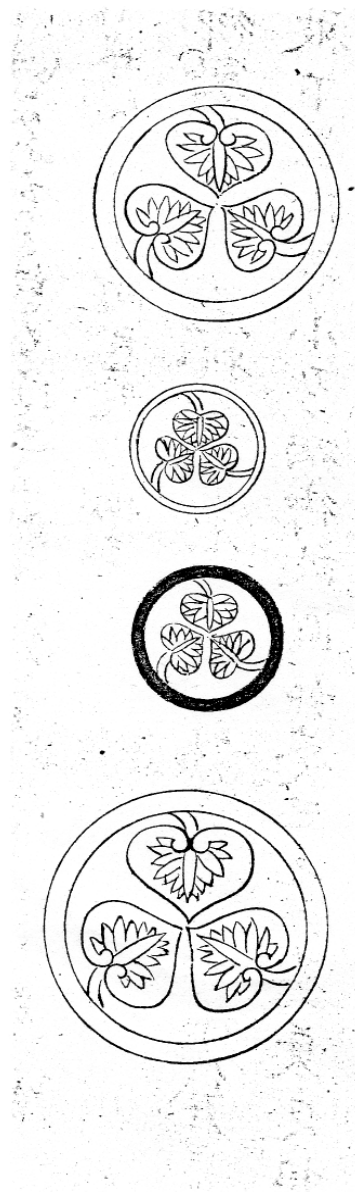
同前

尾張大納言様

紀伊大納言様

御馬印

御馬印



石火矢師渡邊氏家伝云、慈眼大師筆掛物

東照宮御束帶 御神影天幕水引、御紋者當時時之丸葵

御紋之丸輪ノ内別ニ如蔓莖者三屬於丸合輪、如蔓莖物有

六也、且丸之内葵葉至而小也

慈眼大師二天海大僧正
のこと



如此

謹按、渡邊幸庵話に、丸は蔓葵なりといへるによらは
いかにもと思はるれと、此御紋のときは、輪を別に設しと
しられて、日向日裏の相違あり

御家事記云、尾州熱田御座之時、某者 竹千代君ヨリ
被下置御筭・小刀ノ柄御紋図如、葵巴之形葵葉之根
茎直屬於丸



謹按、前にいへる幸庵話の葵は、かくのとき鯨

松平周防守家記云、先祖松井左近
后賜
松平

東照宮より賜はる所の御旗あり、是は葵の葉裏なり

御紋朱

御紋朱



七尺三寸五分

謹按

御代々 若君様御旗の御紋、又御楽器の中に

大猷院殿より楽人へ預け置せられしもありしを、文政八年春、奏楽聞し召れし時、かの者ともの家より捧け出し御用となりし御品に附所の御紋も、輪内に充す、此外両山傳通院等に往昔御寄附の御紋、ミな今のこことくなるは見えす、御三家・御三卿・越前家にわかち給はんかため、いつとなく其異同をしめされしにや、しかるを又輪内に葉少なるは蕭弧なりなとおもはれ、自然と沿革せし歟、すへて

【蕭】しょう=かはらよま
ぎ。

東照宮 台徳院殿 大猷院殿御代の器物等の御紋は

今の御紋よりも茎長く葉小さく、実に盆の上に三葉を並へしことし

一 三鍬形御紋の事

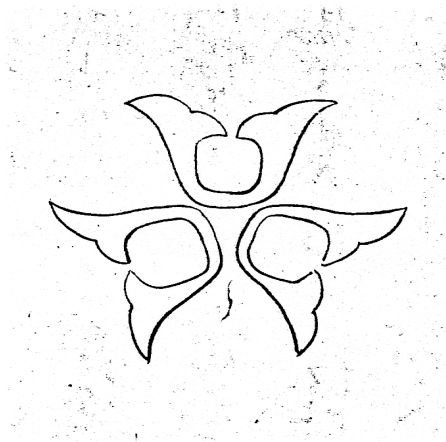
附 紀伊家并松平左京大夫家紋の事

或云

東照宮より譲らせ給へる所の御紋なりとて、紀伊殿庶流松平左京大夫にては、三鍬形を以て殊に重く取扱はるゝ事はむかし

東照宮、頼宣卿へ御咄に、織田右府と豊臣太閤と我と三人各鍬形の兜を着て、天下の時勢を論せしと、或夜夢見しこと

ありしかは、汝わするゝ事なかれと 上意により、附伝ふる所と云




謹按、日光山にて三社と崇奉る所の中央は

東照宮、左に摩修羅神、右は山王権現なるを俗間に左右は
信長公・秀吉公を祝まつれるなといへるも、前の御霊夢に
よる時は、其抛なきにしもあらずといふへき歟


又或云、松平左京大夫家にて着用の衣類を家士に与ふるに

摩修羅神 またらしん
修多、仏語。天台宗で
崇める常行三昧堂の守
護神。
山王権現 日吉山王権
現の略。大津市坂本にあ
る日吉大社の祭神。

丸の内三葵は近習番以上常に着用し、隅切角の内三葵は三代に伝ふといへとも、三鍬形に至りては、其身一代にかきれりとかや、古くは



の内三葵なりしを、享保の頃より



いつとなく角々そりて

てかくのこときをそと丸の内に三葵と唱へて用ひ来られしに、寛政の頃に至り、古きにかへり改め用ひられけるとなん、先年、身延山久遠寺の什物を深川浄心寺にて開帳ありし時、彼家より昔納め置れし品に附所の紋を僕一見せし事ありしに、皆今改め用ひらるゝ所の如く隅切角に三葵なりし、かゝれはそのいにしへに復されける、けに

さもあるへき事にこそ

一 輪貫被用諸家の事

輪貫も又御紋に等しければとて、容易に附る事を禁せらる
朱丸はわきて禁せらるゝ所なれば、普通に用ひす

御家事記云、輪貫又名弦巻

当時、輪貫所用、松平讃岐守・大学頭・播磨守以上越前守・大和守

志摩守以上越前家 隠岐守・越中守・中務少輔・吉岐守以上右京亮

長大給・櫻井之一統、奥平大膳大夫・酒井雅楽頭・大久保加賀守・本多

越中守等也、右之外御由緒不詳分凡三十余家有之、又三州牛

窪城主牛窪中務少輔平景房、永禄年中、始奉随

東照宮、其子中務少輔景通没収領地、其孫勘兵衛景孝仕

松平讚岐守、代々紋輪貫

一 只紋の事

御目見以上へは葵御紋の時服を賜はれとも 御目見以下の者并に陪臣へ賜はれるには皆唐花なり、此唐花は葵唐花なれば、只紋と云、是駿府よりの御例と云、今吉川監物へ賜る所の時服は葵と唐花と両様なりとそ

一 上州厩橋妙安寺、葵の事

上州厩橋妙安寺 一向宗
東本願寺末 は本多佐渡守正信か母の菩提


所にて、正信執奏し奉れりとて

東照宮より御寄附と号せる品数多あり、中にも其器物の裏に

御諱寄附と彫附しもあり、御紋は悉く今用ひさせ給へる
所のことし

謹按、御由緒の事はいかにも妙安寺より書上ることく
にて、京東本願寺を始て建られし時

台命によりて本堂の祖師を当寺より送られける御由緒に
より、御寄附の器并御紋等は近来いつとなく偽造せしもの歟
其故は、両山をはしめ三河にて御祈願御菩提のため
諸宗の寺院へ御寄附の品々、現存せる事若干といふをしらす
然れとも、其品に御諱を彫附て賜へりしはなし、是一つ、又御紋
悉く今のことし、そのかみ江戸・三河・駿河其外京大阪にて

賜はりし御紋皆  にて、輪内に三葉附合せず、これ二つ輪内に附合せるは享保の頃にもあらん歟、され八かの品々宝曆の頃偽作し、御寄附の御品一・二はかりあるをあまたになし、諸人を欺くものならん、殊に御寄附といへる品々の中近世新造の品も少なからず、是三ツ、又御寄附あるへしと思はれぬも多し、文政の始、浅草本願寺中徳本寺にて妙安寺の什物を拝せし時、いふかしとおもひければ今こゝに記しぬ、されとも彼寺に御紋の免状もある上は、たとへ偽造はなすとも御諱を器物に彫入れしは、いと憚るへき事ならずや

一 葵は容易に不可用の事

凡、葵・唐草・立葵・一ツ葵・二ツ葵など附る者あれと、こは心得違へるにや、別に制せられし事はあらされと、猥に用ゆへからさる事なるへし、既に大給家は松平氏の中、他に混ぜさる家柄なれと、中古憚りて用ひられさるにより、近世一葉葵を附らるゝにも公に聞え上られしとかや、又大奥御右筆間等すへて御本丸大奥にての御しるし皆二葉葵なり、況や御紋の一種なれば、葵はいか様に替りてもたやすく付へからず、又似寄の品も用ゆへからず、是 御家に仕へ奉れるものゝ崇上謹敬の一といふへし

一 岩松満次郎、葵を家紋とせさる事

岩松系図云、家紋、五三ノ桐・十六葉ノ裏菊八 禁裏ヨリ被下
注云、御紋拝領ノ由来未知、併岩松青蓮寺ノ宝蔵ニ有ル
第十四代源尚純、文龜年中自影ノ紋桐・菊を見レハ、附来タル
ニ八疑ナシ、又新田家御紋頂戴ノ時節ヲ考ルニ

後醍醐天皇ノ寵臣左中將源義貞卿ノ時カ、第十二代源ノ家
純、吉野へ参 内ノ日 南帝ニ於テ 勅許カ、此ニ時ノ間ナラン

又云一説、後冷泉院ノ御宇、源頼義・同義家、奥羽十二年ノ戦
功ニ依テ五三ノ桐ヲ勅免ト云事、中国防州ノ太守大内ノ臣立

雪斎ト云人ノ永正年中ノ旧記ニ見タリ 以上
譜文

麾下、岩松一太郎の家譜云、家紋、菊・桐・大中黒、旗紋・幕紋共

奥羽十二年ノ戦
一〇五一年源頼義、前九
年の役、安部氏を討つ。
一〇八三年源義家、後三
年の役、清原氏を討つ。

大中黒

謹按、新田家にて葵を家紋とせられなは、岩松満次郎か家にても附るやと思ふへけれと、もと岩松は二流にて元弘の頃も新田・足利両陣に岩松あり、今の満次郎の家八足利に属従の家なり、然れとも故ありて新田義宗朝臣の二男容辻王丸を岩松兵庫頭満國か養子となし、後治部大輔満純と改め、上杉禅秀か智となる、満純か九代治部大輔守純

東照宮に謁し奉りしかと、龐忽者にて召出されず、孫満次郎秀純か時、阿倍豊後守忠秋朝臣の推挙によりて自領二十

石の外、屋敷地百石を賜はりしより田島に移りて、毎年御礼に出る事にはなりぬ、これ又義貞朝臣の後胤紛ふへくもなければ、家紋葵なるへけれと、数代鎌倉に陪従せしかは桐・菊を家紋とし、新田家の大中黒を幕・幟其外も用ひしなるへし

一 五七桐・二引両は清和源家通紋の事

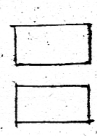
新田は中黒、足利は二引両を紋とせられしと思ふ事ひかこと

なるへし末に引両は清和源氏の通紋にて、他の源氏村上・宇多・花山・白川

三條順徳等に混せさるの証なれば、足利の一家に限るへからず、すてに

頼義・義家朝臣より附られし事明かなり

見聞諸家紋云



二引両 一二二引龍
又二引領

御当家惣御紋

一二將軍
御紋二

五七桐

源姓

八幡太郎

童名不動丸

或源太

從四位下陸奥守

号金迦羅殿

鎮守府將軍

後冷泉院依

勅父賴義隨兵誅奥州安倍貞任其

弟宗任為降人攻戰間九ヶ年其後武衡家衡攻戰

事三ヶ年康平・治曆其間十二年也、合戰討勝首級

得一万五千余、天喜年中上洛為御褒美依 勅命

五七桐紋免許故当家御紋五七桐・二ツ引両 ト云
云 源自

姪 至于 桐者根本安家之紋也、而八幡殿貞任御退
此異本

治以後、御上洛之時依被望申下賜此桐紋云云

謹按

東照宮には新田の御裔にましくける故に、なほ中黒引両を交へ用ひ給ひしならん

尾州家記云、慶長十九甲寅十月三日、賜引両之幕及白旗於宰相義利曰 明日 之尾州而発兵

御系譜類 武徳大成記 御日記類共同

吉良家記云、旗之紋、両引領 清和源氏正統皆白旗用候得共義国不統惣領仍而両引領之旗用之

或云、右三巴二引丸之内御祭礼御旗ニ有之而其外不残丸葵

御紋也 日光山
御神器

謹按、式部大輔義國主の後、嫡家義重主は中黒、次男義康主は二引両をもて嫡・庶を定められしかと、猶両家時によりては交用せられし歟、就中引両は八幡殿より正統の紋なれと、足利氏、北條家の聳と成て頼朝卿と相聳なれは足利家八年を経て益栄えられし故に、太平記にも新田義貞主源家嫡流とて義兵を拳られし時は一族百五十騎、しかも受領の名も見えず、足利尊氏主、上京の時は搦手の大將軍として一家支族合せて三千余騎と記せしほとなれ八、嫡流の引両をいつとなく用ひられしにや、かく引両の紋、源家の所用

たりしをしろしめし給ひしかは

東照宮にも引両を用ひ給ひし歟

一家紋惣説の事

今氏により、姓につきて家紋定りければ、四菱・三蓋菱を見ては
新羅殿の末と知り、撫子を付れば利仁の流と弁へ、梅鉢を見ては
菅公の胤と思ひ、月星十曜を用れば千葉の族とわかつ、是等の
類諸人の知る事にて、家々皆しかり、松平の御一族十八家おのゝ
葵を用ひられけんを、慶長・元和の頃に至りて御本家に憚り
東照宮神流の外御称号は同じけれと、家紋は皆替れるなる
へし、凡家紋の事、往古の伝さたかならされは、其起源を弁る

もの少し、抑家紋はもと衣服の地紋なり、弘仁十年二月、(こんりやう) 袞龍の御衣を始めとして、君臣上下の服制定まれりとそ

日本紀略曰、弘仁十年己亥二月甲戌朔、詔云、大小

諸神事及季冬奉幣諸陵則用帛衣元正受朔則用

袞冕(へん)十二章朔日受朝日聽政受蕃国使奉幣及大

小神会則用黄櫨染衣皇后以帛衣為助祭之服以

擣衣為元正受朝之服以細釵礼服為大小諸会之

服皇太子從祀及元正朝賀可服袞冕九章朔望入

朝元正受群官若宮臣賀及大小諸会可服黄丹衣

並常所服者不拘此例 下略

弘仁十年己亥は弘仁十一年庚子の誤り。甲戌は癸酉の誤り。

【元正】一月一日のこと。

【袞冕】袞龍の模様の縫い取りをした天子の礼服。冕冠

天子から大夫までの礼装用の冠。【黄櫨染衣】赤みがかった黄色。今上天皇が即位式着用された袍参照。

【擣衣】つやだしのきぬ衣。

【細釵】かんざし。【朔望】朔一日、望十五日。

謹按、是より先 推古天皇十一年十二月五日に冠階を
 定め給ひけれと、衣服の事さたかならず、大和国眉間寺に
 聖武天皇の御影ありて、御衣の紋桐・竹・鳳凰なり、然れども
 筆者の姓名もなく、何れの時といふこと詳ならず、恐らくは
 鳥羽院より後の物としられぬ、嵯峨帝の頃は年々遣唐
 使有て、唐朝の制礼を写し用ひさせ給へは、かの国の礼章服
 衣、我国の規矩となりし歟、袞衣をはしめ、今に至るまでかの
 国の準繩(つぎまこと)多し、御袍の黄櫨染(しゅうぜん)も御紋は桐・竹・鳳凰・麒麟也
(きくじん)
 麴塵の御袍も黄櫨染におなし、但し鳥唐草は蔵人へ贈る
 料なり

【準繩】水平を定める
 水盛と直線を引く
 墨繩。転じて掟とな
 るもの、規則。
 【麴塵】青色の黄ばん
 だ色。天皇の褻の袍
 として禁色。

瑯琊(ろんが)代(たい)醉編三十九云、李贇皇画桐花鳳扇賦序云成
 都夾岷江磯岸多植紫桐每至暮春有靈禽五色小
 於玄鳥集桐花以飲朝露有名工絵於素扇戲作小
 賦書其上其略曰績(かい)茲鳥於玗(そ)箆動涼風於羅薦爨
 長袂之清香掩短歌之孤嘯今川扇一種以青紙為
 地画人物花鳥於上此其遺製劉績霏雪録云即東
 坡詞所謂緑毛幼鳳俗名倒掛者唐僧隱蛮詩五色
 毛衣比鳳雛深叢花裡只如無美人買得偏憐惜移
 向金釵重幾銖劉言史有題蜀客楊生江亭云乘糸
 蜀客涕沾衣歲尽長沙未得歸腸断錦城風日好可

【瑯琊代醉編三十九】
 出典は不明。「瑯琊」は中国山東省にある山の名。「瑯琊代」は秦の始皇帝が瑯琊山の上に築いた土の台、三方に海を見下ろしている、その上に秦の徳を称えた文を刻んだ石の碑を建てた。
 【玄鳥】つばめ。
 【素扇】なにも書いていない扇。
 【玗箆】「箆」は扇。珍しい扇のこと。
 【績】絵、縫い取りする。彩色や刺繍を施した絹。
 【東坡】蘇東坡のこと。

【幾銖】「銖」は重さの単位の一つ。わづかなもの。

憐桐為出花飛李之儀有院郎歸一詞詠倒掛云朱
 蜃玉羽下蓬萊佳時近早梅探花情味久安排枝頭
 開未開魂欲斷恨難裁香心休見猜果知何遜是仙
 才何妨如夢來自註云此鳥以十二月來一名収香
 倒掛又名探花使性極馴好集美人釵上宴客終席
 不去人愛之無所害尤為異也 下略

謹按、袞龍の御衣は、色赤くして紋に日月・星辰・山・龍

華・虫、宗彝(い)火藻粉米黼黻(ほふく)等を繡(ぬいとり)にす、是又和漢同事也

事物紀原曰黃帝作画像日月星辰於衣上以似天
 故有袞龍之頌黃帝内伝曰帝伐蚩(しゆう)尤乃服袞冕至

【倒掛】小鳥の名、紅
 いくちばし、緑の
 毛。

【安排】良い具合。

【仙才】人なみ優れた
 才能。

【事物紀原】中国の書
 類。宋の高丞撰。原
 本20巻、217
 事、天文・地理・生
 物・風俗など五部門
 に分類して名称・縁
 起の由来を記す。
 【黃帝】中国古代の伝
 説上の帝王の名。
 【蚩尤】諸侯の名、兵
 乱を好み、黃帝に滅
 ぼされた。

舜始備十二章書稱予欲觀古人之象日月星辰山
龍華虫作會宗彝藻火粉米黼黻^(ち)絺^(ち)繡以五采彰施
於五色作服是也周登日月於大常九章而已余五
服俱周制也

同書曰晉書輿服志曰漢制五郊天子與執事服各
如方色百官不執事者服常服絳衣^(こうい)以從魏秦靜曰
漢氏承秦改六冕之制無冠絳衣而已魏己來名朝
服

謹按、上世には和漢ともに衣服もなく、毛を衣とせし
事なり、今蝦夷人などの類ならん、本朝華夷に通せしより

【宗彝】宋廟に常に備え
ておく器物。酒器。
【黼黻】昔の天子の礼服
の縫い取りの名。
【絺繡】「絺」は葛の細
い糸で織った布。

【絳衣】赤い衣。

彼国の矩をうつされし事多し

事物紀原曰上古衣毛後代以麻易之先知為上以
制衣後知為下以制裳易曰黃帝垂衣裳而天下治
世本曰胡曹作衣宋衷曰黃帝臣呂氏春秋亦云淮
南子曰伯余初作衣許慎注云黃帝臣也一云伯余
黃帝也世本又云伯余制衣裳孟詵(しん)錦帶前書曰十
紀合(ら)雜紀四始教人食鳥獸衣其皮毛家語五帝德
孔子曰黃帝始垂衣裳

謹按、上のことく、君臣既に冠衣わかち、服制混せず、家
家に品ありて、冠位に其級(しな)定まりあり、又延喜彈正式に

【垂】与える。行き渡せ
る。

【伯余】黃帝の臣。
【許慎】後漢の學者。文
字学の祖。

【十合雜紀】初魯公、十
番中4番目を合雜と
いう。

五位以上朝服に綾を用ゐることをゆるすといへとも、常には三位以下地紋を着せず、依て源平藤橘菅江の人々といへとも、三位に昇らす四位にとゞまれるの時、或八任国に向の時、其祖考の衣服をわかち譲り伝へられしを家宝としそれに付るを自紋と定められし事なり、又其頃の武家、家紋を新に定め附しは、土岐氏の祖、野戦に桔梗をかさし勝利ありしより家紋と定め、越智姓の三嶋明神の縁によりて三の字用ゆる事など始とすへき歟、源氏の人々清和に限らずすへて笹竜胆(りんとく)を用ひらるゝ事常例なり、これ源の姓八皇子に賜はれる姓にして土師を菅原、中臣を藤原と改ることきに

あらず、親王・諸王の美姓なるか故に鳳竹の縁をもて鳳の竹
実霊泉を食とするにより、竹葉にかたとりて笹りんたうを紋と
なし給へる歟、或は竹園の故をもて紋となし給へる歟はかる
へからず、又源をみなもとゝいへるも、水原よりのひゝきなれは
王孫より出て他に染らさる、ちなみに旗も白きを用ひらるゝ
こと源家の栄色とせられしなるへし、美濃源氏は多田の嫡
流なりといへとも、王孫を出て数世を経ぬれば、白色を水色に
染られし歟、はるか末裔、甲州の山縣昌景か黒地に染しも
源氏正嫡なれと、数世を経て臣下と成しより色を染めつく
せしの謂ならん歟、他家又是にてしるへし、されは今家々にて

紋を定められし始は、皆其家祖の地紋をとりわけて衣服
武器等に附しより起れるなるへし、錦の御旗に日月あるも
袞龍の御衣の御紋なり、又桐の紋は安倍氏の紋なるを義家
朝臣の附られしも、安倍は安日尊の末にて

神武天皇以前よりの系統なれば、東夷の酋長たりといへとも
其家の久しきをよみせられ、子孫の栄を思はれしにや

見聞諸家紋云、凡紋之初天子十二章是也日本用
之堂上之人々者車之紋武家者幕紋也佐竹之右
幕下俱用白旗軍扇拜受而旗竿結之是等初ト可言
也

〔安倍氏〕：古代陸奥の
在地豪族。前九年の役
で源頼義（義家の父）
に亡ぼされた。
〔安日尊の末〕：不明
ネット検索調査では
長脛彦の兄、そして阿
部將軍・日下將軍と
も。その根拠は不明。

抑 御当家水尾の御流にまし(つ)ければ、皇太子の(つ)褌の御紋を
【褌】短い衣。

伝へ、代々御家紋と定られ、新田を称せられし後、御旗・幕には
中黒の引両を用給ひて、又桐をも附させられしとしられぬ、故に三
河国に住せ給ひし間は猥に 徳川の御称号をも名乗せられず
松平を御家号となし給ひしこと、足利の治世と云、殊に三河国八
代々の国守守護等細川・吉良・一色等にて皆足利家の氏族な
れは、憚らせ給ひしにや、彼一族日々に衰へけるにぞ、新田徳川の
御家運開かせ給はん為に永禄年中

東照宮徳川の御本称に復させ給ひしかは、是まで秘させ給ひし
葵をも御家紋となし給ひ 御代々御一同の御紋と定め不窮

御栄昌の御瑞祥に定めさせ給ひしなるへし

一 葵御紋家系の事

清和天皇

第六皇子

貞純親王

皇子

裊葵

經基

王孫

裊葵被用之

満仲

頼光

頼信

頼義

義家

義国

義綱

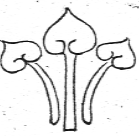
賀茂次郎

以賀茂葵為家紋依無実失家

由良氏・横瀬氏之家伝、義綱之所領賜義國故為家紋是依無実
 断絶家名之故 朝廷哀憐其義故云

義重

旧城之跡今之大光院也、此寺中ヨリ堀出古目貫小刀ノ類皆丸二
 三葵アリト云

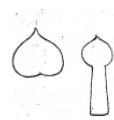


当山ヨリ古瓦有得之者立葵ナリ

当山之金山所生松茸毎年献上之、此松茸頭似丸之内三葵形云

通途ノ松茸ノ形如立葵

御廟所松之切口如葵之葉形



委出本文

当山大光院往古ヨリ輪内三葵之外不用他紋

義康

義清

伊奈氏等之祖
 子孫葵為紋

義兼 — 義房 — 政義

政氏 — 基氏 — 朝氏

義貞

義顯 — 柿沼覺書云、新田家代々家紋、輪内三葵云

貞氏 — 由良・横瀬等之祖 由良・横瀬一家之伝云、本紋丸二三葵

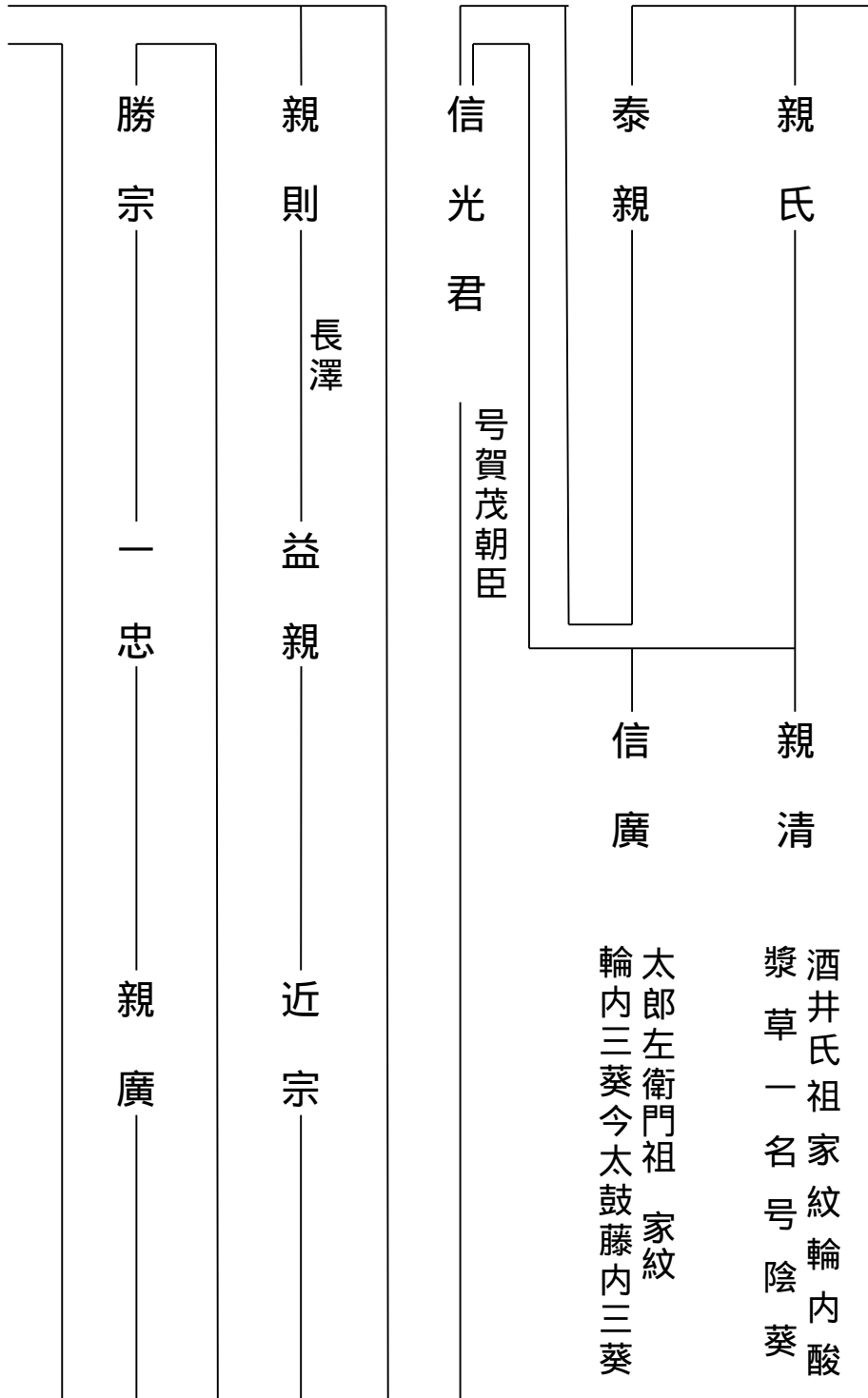
古器悉三葵 横瀬之庶流立葵之下水有之

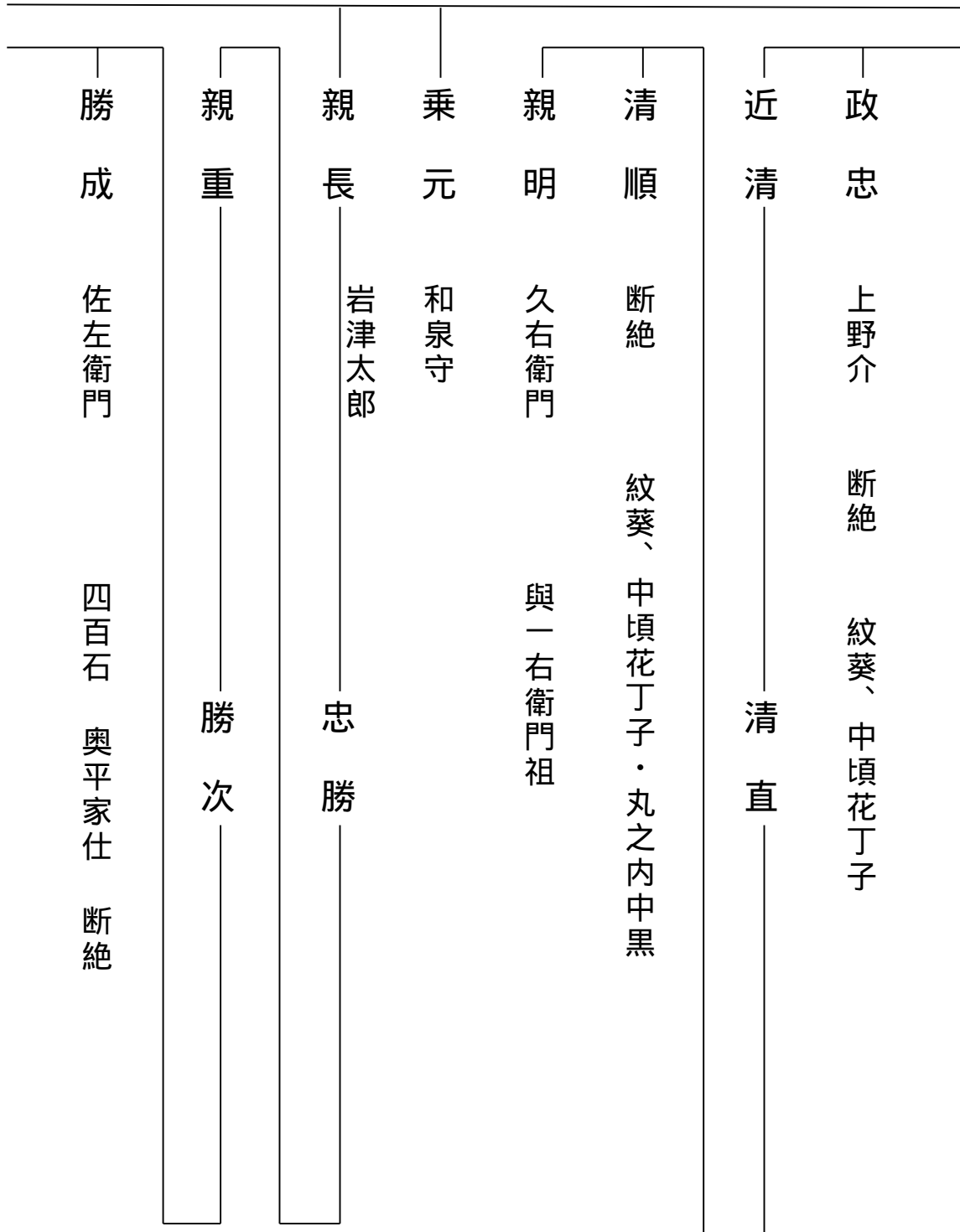
延宝年中ノ武鑑二 由良

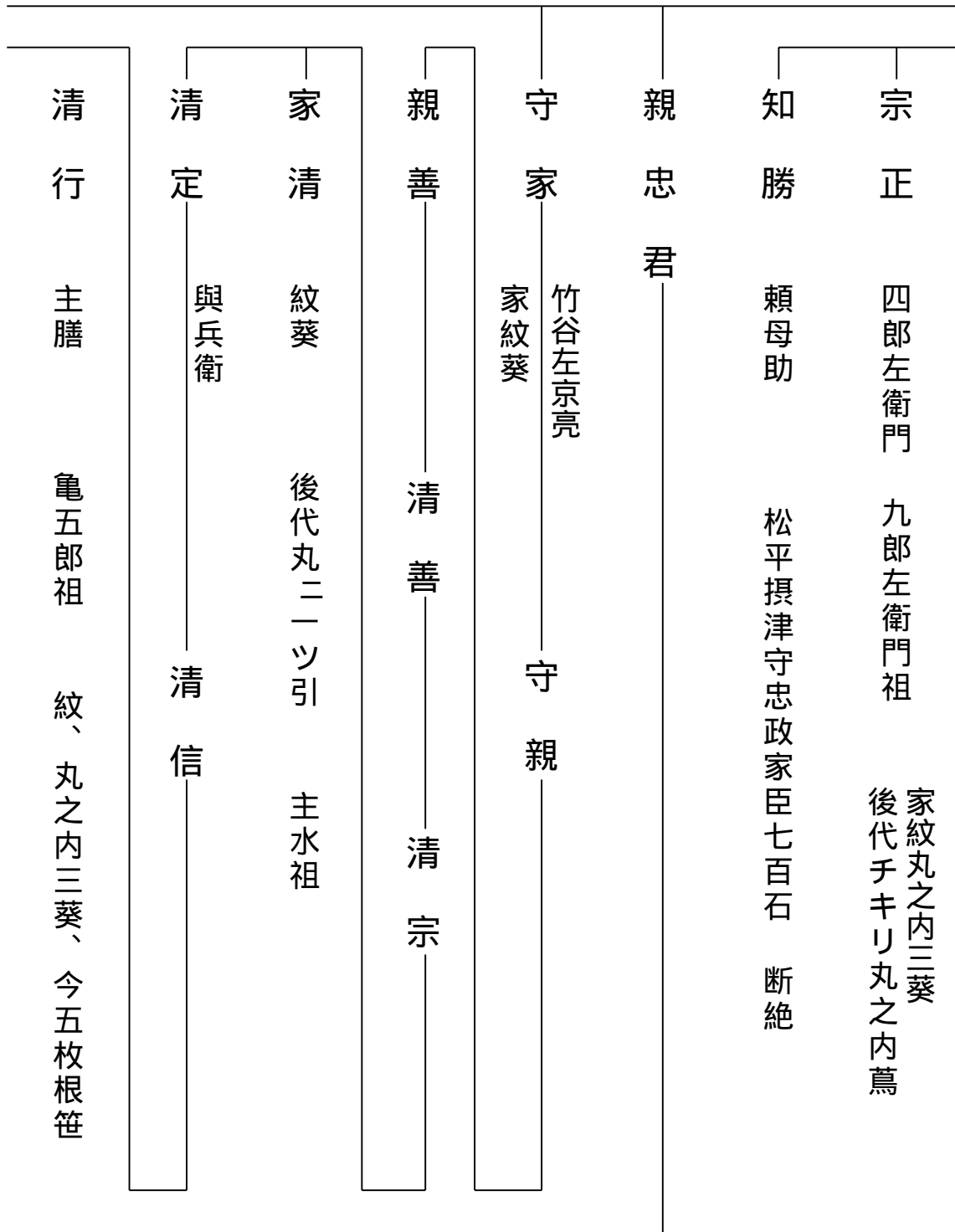


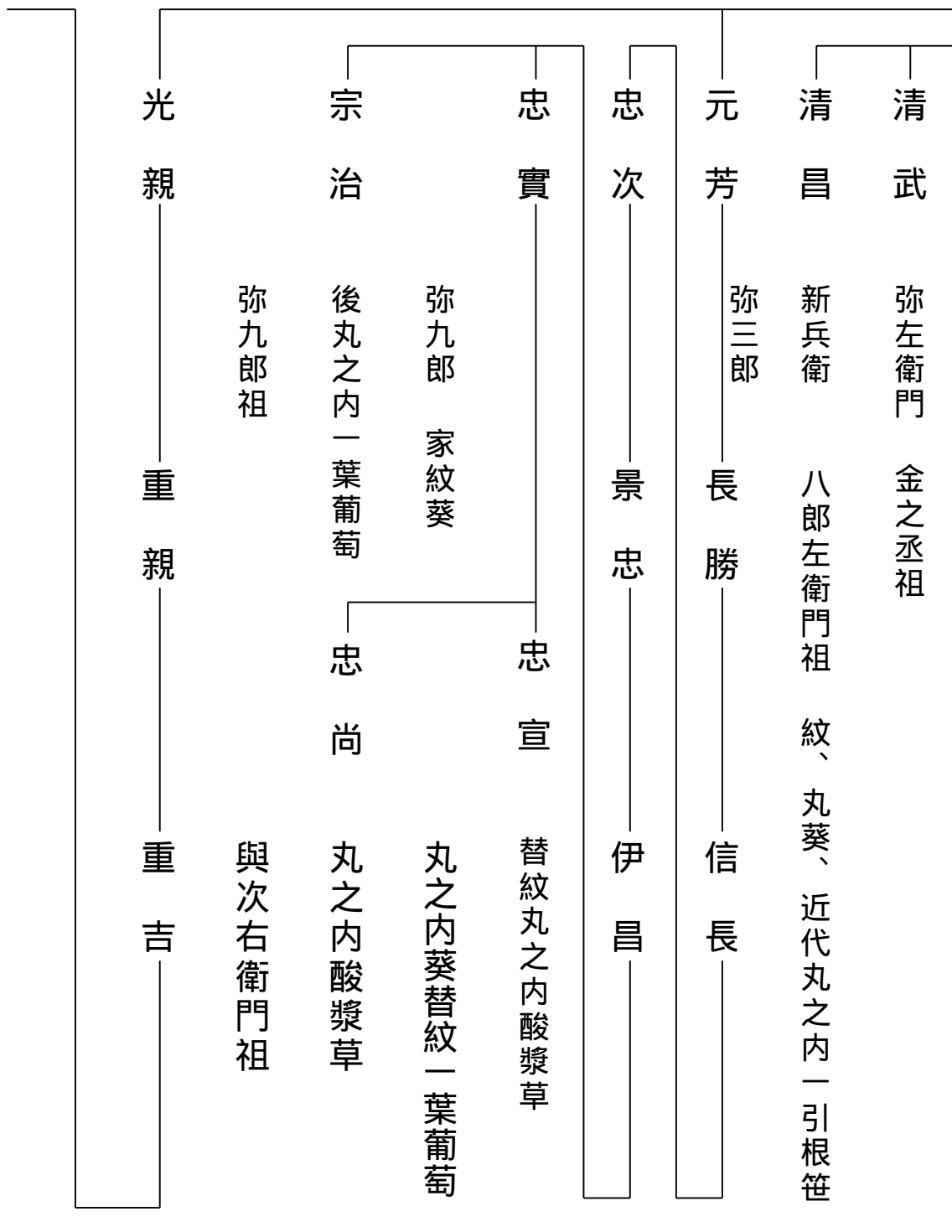
義季 — 中略 — 政義

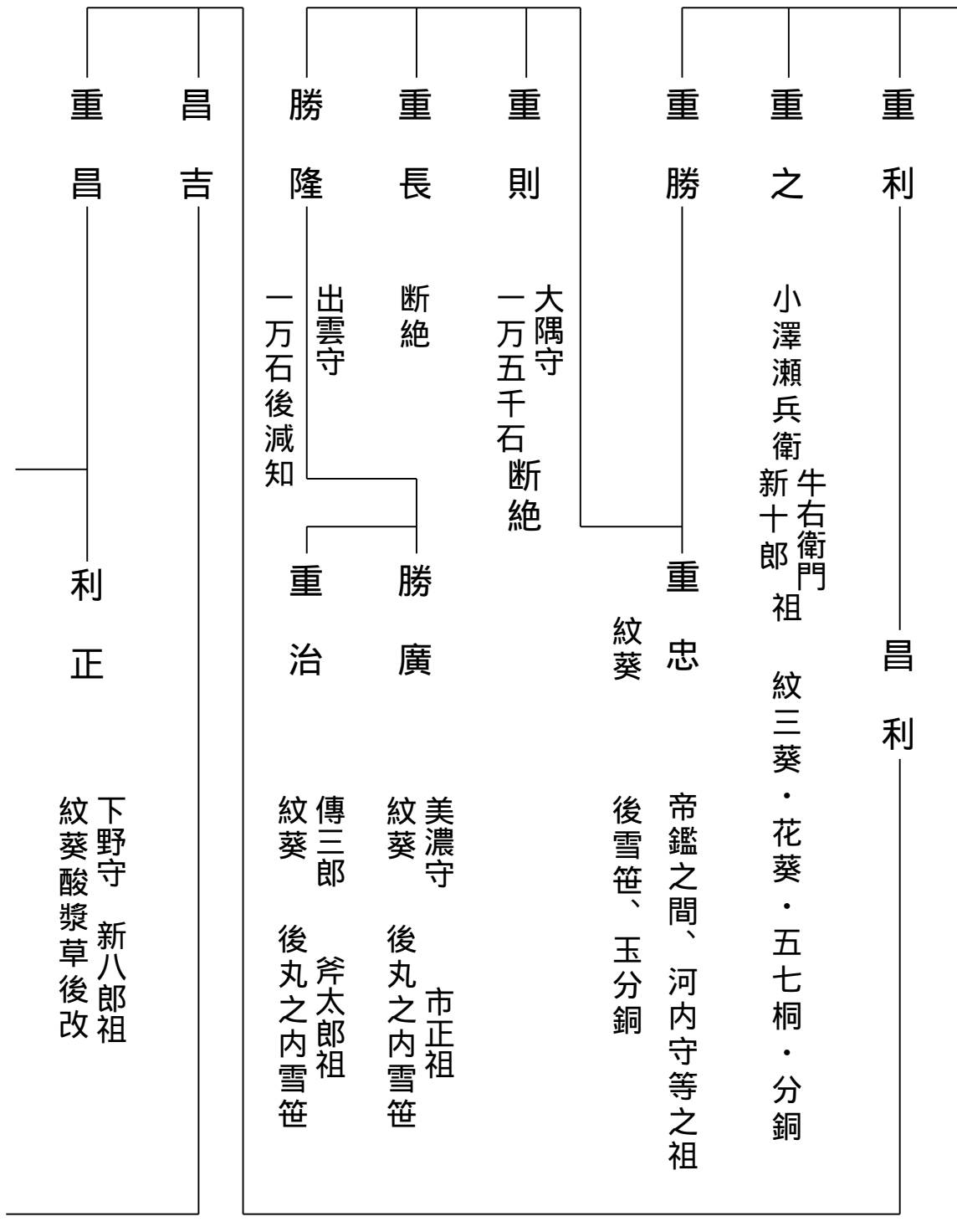
波合記云、世良田万徳丸政義八三州坂井二住、三州徳川八此裔也
 安祥祖、紋水頭草











昌定 九郎三郎 紋葵 後玉分銅 藤五郎祖

昌秀 三左衛門 次郎右衛門祖 紋葵・花葵 改丸之内酸漿

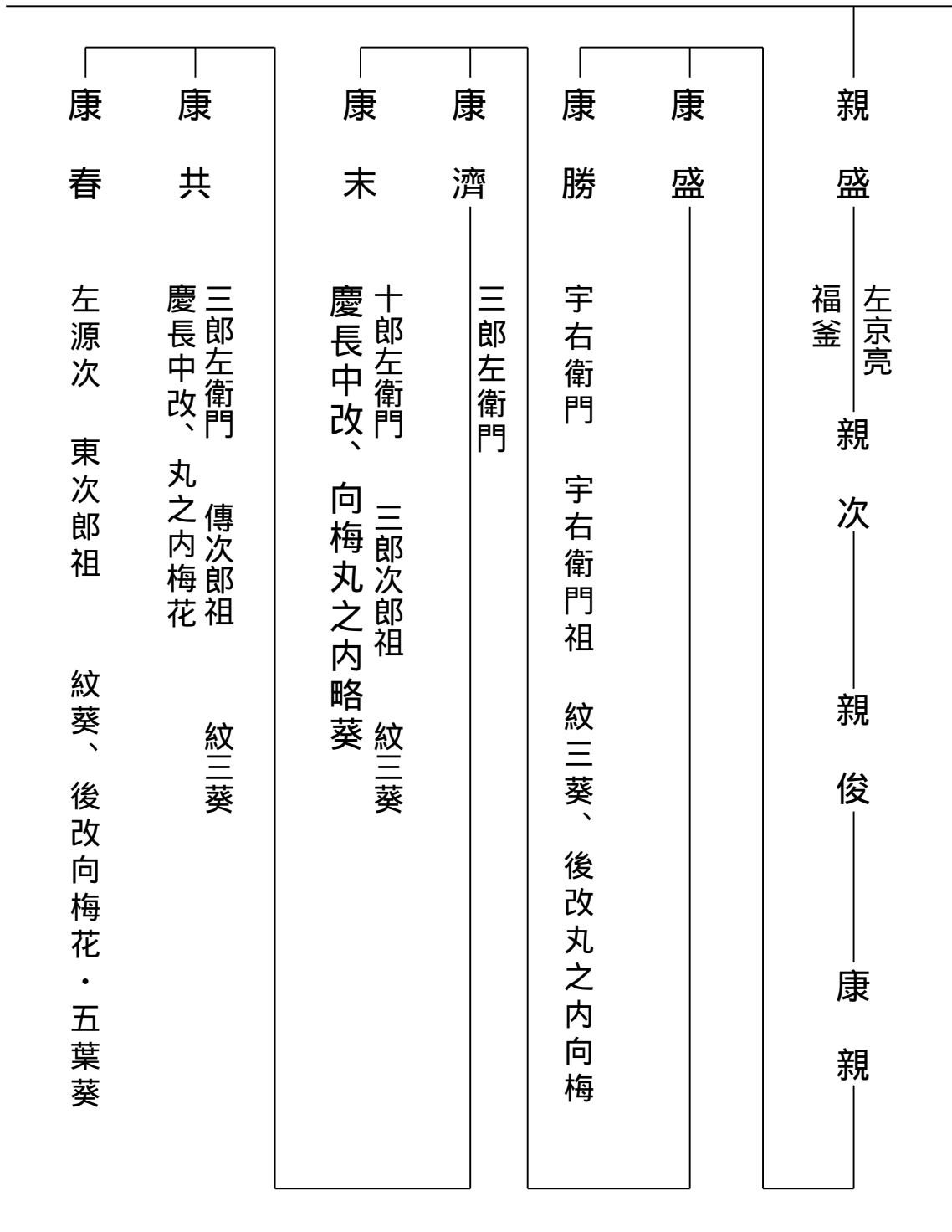
昌忠 重右衛門 十左衛門祖 紋花葵 後丸之内酸漿

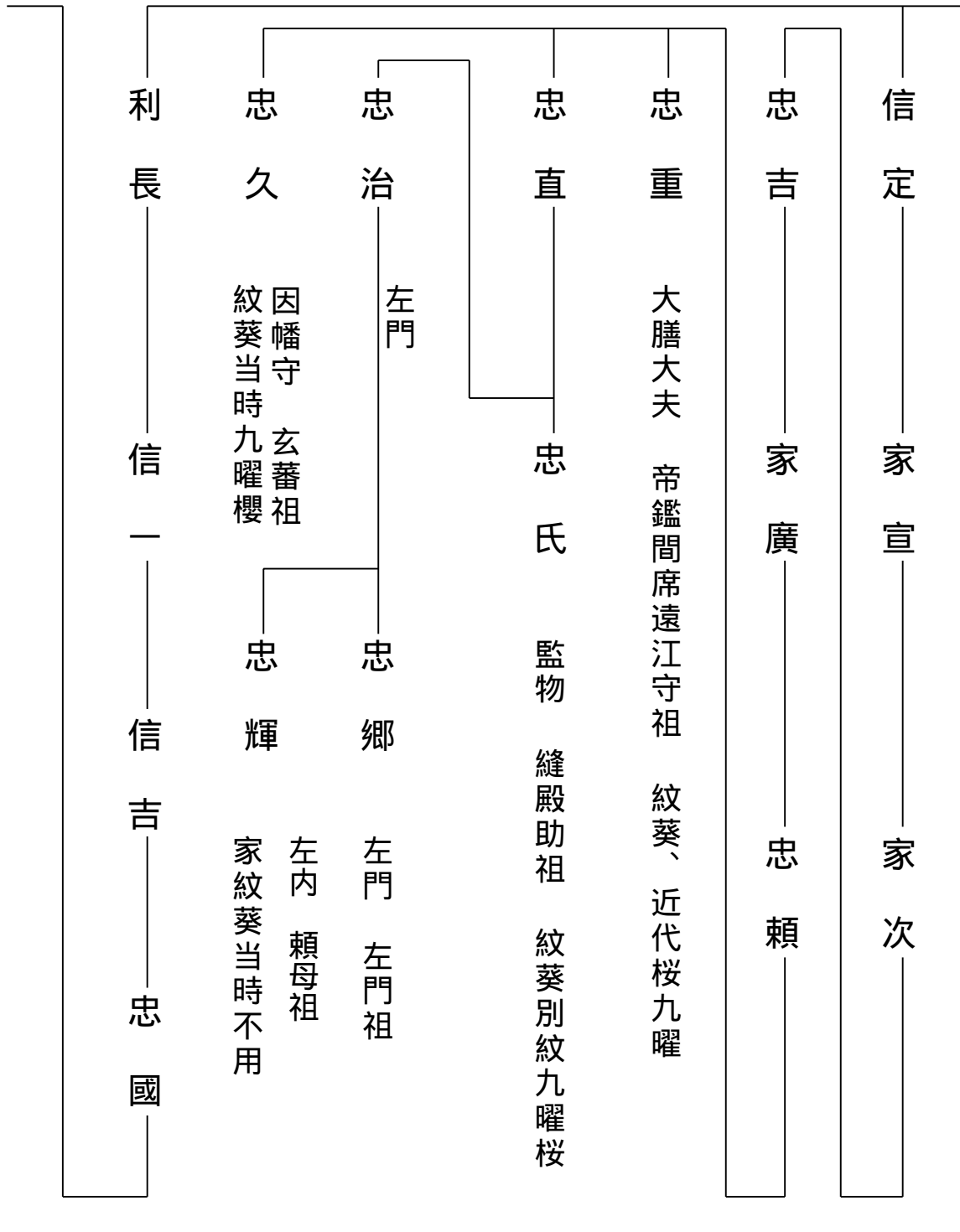
照昌 宗左衛門 千次郎祖 紋葵・花葵 後丸之内酸漿

長親君

超譽上人 知恩院廿四世 神祖寺紋賜輪内三葵此依 御由緒也

信忠君





信之

日向守

信重

志摩守

勘介祖

家紋丸之内葵、後葵ノ裏ヲ象リ埋酸漿

清康君

隨念寺御容像被為附三立葵紋

廣忠君

東照宮

御累代御家門方等如上説

忠政

勘六 彦大夫祖
紋葵 丸之内政之字

丸之内鷹羽打違

〔忠政〕…卷之三・廣忠
寺由緒の項参照。

右御紋系は、更に嫡庶の分流にもかゝはらず、たゞ葵御紋を附

させらるゝ事、久遠よりの訳を目下に瞭然たらしめんか為な
れは、あへて其詳審をしるせるにはあらざるなり